「千葉県こども・若者みらいプラン（原案）」の概要

資料１－１

第１章　計画策定にあたって

【計画の位置づけ】都道府県こども計画（こども基本法第10条第1項に規定）
「千葉県子ども・子育て支援プラン２０２０」、「千葉県青少年総合プラン」、
「千葉県子どもの貧困対策推進計画」、「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン」を一体的に策定

【計画期間】令和7年度～令和11年度（**5年間**）
【計画の対象】全ての**こども**＊**・若者**と**子育て当事者**
＊年齢で区切らず、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者

第２章　こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

○少子化の進行　○ 子育て家庭を取り巻く現状　○こども・若者を取り巻く状況　○グローバル化の状況等　○生命・安全の危機　○こどもの権利の現状

第３章　計画の基本的事項

【基本理念】

みんなで支え合い 全てのこども・若者の可能性を広げる 千葉

～全てのこども・若者が、おとなや社会の支えを受けながら、仲間と支え合い、個人として尊重される権利の主体として、その可能性を広げていく社会づくり～

【基本的方針】

①こども・若者の権利を尊重し、最善の利益を図る
こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者一人ひとりの幸せを第一に考え、今とこれからにとっての最善の利益を図る。

②こども・若者の社会参画を促進し、成長を支援する
こども・若者の主体的な社会参画に向け、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。
さらに、自分の可能性を認識し、様々な分野で才能を生かしながら未来を切り開こうとするこども・若者を応援する。

③こども・若者及び子育て当事者を切れ目なく地域・社会で支える
全てのこども・若者が愛情に包まれて健やかに成長できるよう貧困や格差等の解消を図り、全てのこども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで地域・社会全体で切れ目なく支える。

④若い世代の生活基盤の安定とともに、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を図る
若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできるよう支援する。
多様な価値観・考え方を尊重することを前提とし、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。

第４章　具体的施策の展開

Ⅰ　全てのこども・若者を支える

１こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者が権利の主体であり個人として尊重される存在であることを社会全体で　共有する。また、全てのこども・若者の意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。
①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

２自分らしく生き抜く力の育成
様々な体験活動や社会貢献活動などを通して、全てのこども・若者が自分らしく生き抜き健やかに成長していくための基礎的な力を育むとともに、様々な分野で未来を切り開こうとするこども・若者を応援する。
また、全てのこども・若者が安心、快適に暮らせるよう生活環境を整備する。
①遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成，②創造的な未来を切り開くこども・若者の応援，
③多様性を尊重する社会づくり，④「こどもまんなかまちづくり」の推進

３こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
全てのこども・若者が健やかな生活が送れるよう、ライフステージを通した切れ目のない保健・医療を提供する。
①健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり，②こどもの健康の保持増進，
③慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

４こどもの貧困対策
全てのこども・若者が夢や希望をもって成長できるよう生活の安定に資するための支援、教育の支援、経済的支援等を推進する。
①こどもの貧困対策

５障害のあるこどもや若者への支援
障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる社会づくりを進める。
①障害のあるこどもの療育支援体制の充実

６児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
児童虐待防止対策を推進するとともに、社会的養護を必要とするこども・若者及びヤングケアラーへの支援に取り組む。
①児童虐待防止対策の充実，②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援，
③ヤングケアラーへの支援

７こども・若者の安全・安心の確保
自殺対策を推進するとともに、ネットトラブル、犯罪被害、事故、災害等からこども・若者の安全・安心を守る環境を整備する。
①総合的な自殺対策の推進，②ネットパトロールなど情報化社会への対応とこども・若者を守る環境整備，
③こども・若者の性犯罪・性暴力対策，④犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備

Ⅱ　ライフステージに応じて支える

１　こどもの誕生前から幼児期まで
①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
②子育て環境の整備

２　学童期・思春期
①こどもたちの自信を育む教育の土台づくり
②健やかな成長を支える環境づくり
③居場所づくり
④心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
⑤社会的・職業的自立に向けた教育・啓発
⑥いじめ防止対策の推進
⑦不登校のこどもへの支援
⑧校則の見直し
⑨学校におけるハラスメント等の防止
⑩高校中退の予防、高校中退後の支援

３　青年期
①高等教育の充実と生涯学習社会を目指した取組の推進
②若者の経済的自立と就労支援
③結婚の希望をかなえるための支援
④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

Ⅲ 社会全体で子育てを支える

①社会全体でこどもを育てる環境づくり　②共育ての推進　③子育てや教育に関する経済的負担の軽減　④ひとり親家庭等への自立支援の推進

第５章　推進体制及び進行管理

本計画を着実に実施するため、右図の体制のもと、推進

【こども・若者の意見聴取】　こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、意見を持つための支援を行い、様々な工夫を積み重ねながら、意見聴取に取り組む。

【進行管理】　毎年度、計画に掲げる県の施策の実施状況などを点検・評価の上、公表するとともに、評価に基づき必要に応じて改善を図り、施策の効果的な推進に努める。

【市町村、関係機関等との連携】　県と市町村が連携・協働して、県民をはじめ、関係機関、団体、民間事業者等と一体となって取り組むことが重要。

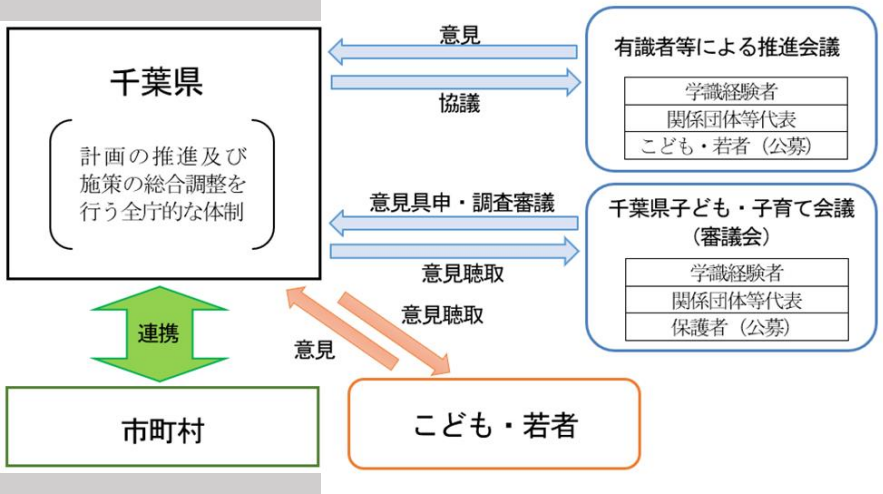

第６章　施策推進の目標

本計画の着実な推進を図るため、施策の目標項目を設定：　**約１４０項目**（再掲含む）